

平成29年1月30日

総務省

【目次】

（調査・統計関係）

- 1．統計業務の見直しについて 1
- 2．統計改革の基本方針..... 2

（地方税関係）

- 1．eLTAX（地方税ポータルシステム）の役割..... 4
- 2．オンライン（eLTAX）利用率..... 5
- 3．ICT化の進展に対応した主な施策（地方税）..... 6
- 4．給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出先の一元化 7
- 5．地方税における電子納税について 8
- 6．電子納税の推進（平成29年度与党税制改正大綱（抄））..... 9

統計業務の見直しについて

近年の統計業務の見直し（主なもの）

○ ICT化の推進

政府統計共同利用システムの運用開始（平成20年から、母集団情報管理、標本抽出等の業務処理の共通化、一元化、集中化等（19省庁等））
オンライン調査の推進に関する行動指針を策定（平成27年4月17日）

（オンライン調査実施率：23年度54.1% → 25年度62.4% → 27年度72.7%（※ただし、回答率30%以下のものが約半数））
モバイル機器で回答できる電子調査票を作成するための支援ツールを開発（平成27年度）

○ 利用者のニーズへの対応

匿名データ・オーダーメイド集計サービスの提供（平成21年～） 23年度43件 → 25年度54件 → 27年度61件
e-Statで統計ニーズを募集（平成21～26年でのべ712件）、e-Statの機能追加（API機能（平成26年）、地図による小地域分析機能（平成27年））
統計委員会委員と統計利用者等との意見交換会について、対象者を報告者、地方公共団体及び政策部局まで拡大（平成26年度～）
各府省が個別に把握している所管統計の改善や統計データの提供に係る統計ニーズを府省間で情報共有（平成26年度～）

○ 行政記録情報等の活用

活用推進を基本計画に盛り込み（平成21年度）
事業所母集団データベースに労働保険情報、商業・法人登記、EDINET情報等の行政記録情報を取込み（平成26年運用開始）
行政記録情報等から作成される業務統計の作成・公表状況等についてホームページに掲載（平成26年度～）

○ 統計調査の統廃合（平成22年～）

320統計調査（平成22年7月末現在） → 288統計調査（平成28年9月末現在）

○ 報告者負担の軽減

事業所・企業を対象とする統計調査について、事業所母集団データベースを活用して重複是正及び調査履歴登録を実施（平成22年～）
上記のICT化の推進、調査票へのプレプリントの実施、行政記録情報等の活用及び統計調査の統廃合を通じ、報告者の負担を軽減。

○ 民間委託の推進（平成17年～）

総務大臣による統計調査の承認の審査等に当たり、民間事業者の活用に関する検討状況を確認（平成21年度～）
（何らかの民間委託を導入する統計調査：23年度83.3% → 27年度83.0% 実査の委託：23年度32.4% → 25年度51.5% → 27年度53.3%）
職員数：平成16年6,241人 → 平成26年1,959人（特に、農林水産省は4,674人 → 667人）

統計改革の基本方針

平成 28 年 12 月 21 日
経済財政諮問会議

1. 基本的考え方

経済統計は、より正確な景気動向判断だけでなく、我が国経済構造の正確な把握を通じて「証拠に基づく政策立案（EBPM）」を支える基礎となり、また、国際社会で活躍する我が国民間企業の経営判断を始めとする国民の合理的意思決定の基盤となるものである。

このため、少子高齢化の進展、人々の働き方や世帯構造の変化、情報通信関連技術の発展と新サービスの誕生による経済社会構造の変化に対応し、経済動向を的確に捉え、より正確な景気動向の把握を行うよう、最近の諸外国の取組も踏まえつつ、経済統計を整備・改善することは、経済財政政策運営だけでなく、民間経済主体にとっても重要な課題である。もちろん、こうした経済統計は、幅広い国民ユーザーに、わかりやすく、また利用しやすく情報提供されなければならない。

利用者の視点に立った外部からの検証・チェックと、それを可能とする統計関連情報の徹底した情報開示を推進することを通じ、以下（別紙を含む）に掲げた取組を着実に実施に移しつつ、抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備に取り組んでいく必要がある。こうした統計改革を強力に進めるため、統計行政部門の取組を政府として後押し・進捗評価する仕組みの構築、統計行政部門の実施体制の強化等を通じて、我が国の統計システムのガバナンスを構築する。あわせて、そうした抜本的改革を進めるためにも、我が国統計分野が抱える構造的課題に対処していく。

このような認識に立ち、以下により、政府一体となって統計改革を推進する。

2. 具体的取組

（1）正確な景気判断のためのGDP統計を軸にした経済統計の改善

- ① GDP統計を軸とした経済統計について、別紙のⅠ.及びⅡ.に沿って、精度改善、情報開示の拡充に計画的に取り組む。なお、別紙に記載されている実施日程については、実施の迅速化等の観点から必要に応じて見直す。
- ② サービス部門統計の充実、GDP統計で新規に必要な統計や各産業別のデフレーターの開発に取り組む。
- ③ こうしたGDP統計の改善工程表を来春を目途に取りまとめる。
- ④ GDP統計等の精度改善に向けて、これらの課題やさらに取り組むべき課題について、統計委員会で精査・具体化する。
- ⑤ ビッグデータや行政記録情報を景気動向把握や統計の精度向上に活用するとともに、経済統計の公表早期化や地域別の集計のあり方など統計利用者の利便性の向上の取組の具体化を進める（別紙のⅢ.）。

（2）府省横断的な統計整備の推進

- ① サービス産業の実態把握をより適切に行うため、総務省と経済産業省が所管する統計調査を整理・統合し、調査内容の充実を図る。
- ② 生産面のGDP統計の充実に資するよう、総務省は、産業連関表について、産業・商品ごとの生産・投入構造をより精緻に把握するための手法を検討する。

(3) 統計委員会・統計行政部門の強化等

(1) 及び(2)に掲げた改革の取組を円滑に進めるため、我が国統計分野が抱える構造的課題に対処する。このため、統計委員会に勧告機能を設けるなど別紙のIVに掲げた取組を行い、統計部局の人員、予算等について検討する。また、ユーザー視点に立って取組を推進するため、統計委員会及び統計部局は、他の政策担当部局や民間ユーザーの意見要望の把握と誠実な対応をするための仕組みを整備し、ニーズや諸外国の取組を踏まえた統計の企画立案や提供に努めることとする。

(4) 公的統計の整備に関する基本的な計画の前倒し改定

(1) から(3)まで及び公的統計整備に関する近年の取組の成果を踏まえ、現行の公的統計の整備に関する基本的な計画を平成29年中に見直し、新たな統計整備方針を確立する。

3. 統計改革推進会議（仮称）の設置

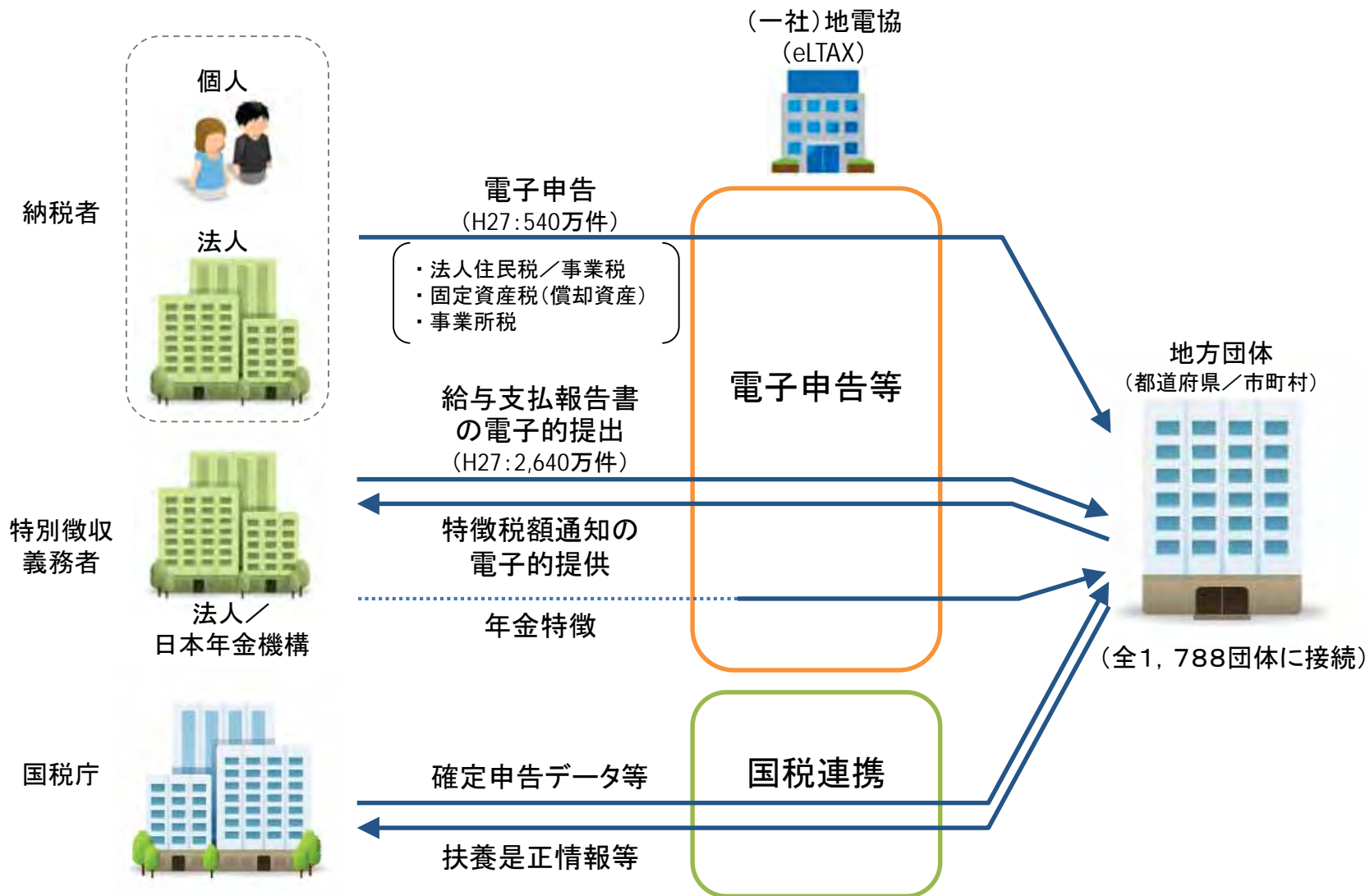
政府全体におけるEBPMの定着、国民のニーズへの対応等の統計行政部門を超えた見地から推進するため、関係閣僚等で構成する統計改革推進会議（仮称）を設け、改革の大きな方向性を取りまとめるとともに、改革の進捗状況をチェックする。

統計改革推進会議では、以下に掲げる抜本的な統計改革、一体的な統計システムの整備について検討し、具体的な方針を取りまとめ、来夏の骨太方針に反映するとともに、統計委員会、関係府省等が連携して進める具体的取組の進捗状況をチェックし、改革を後押しする。

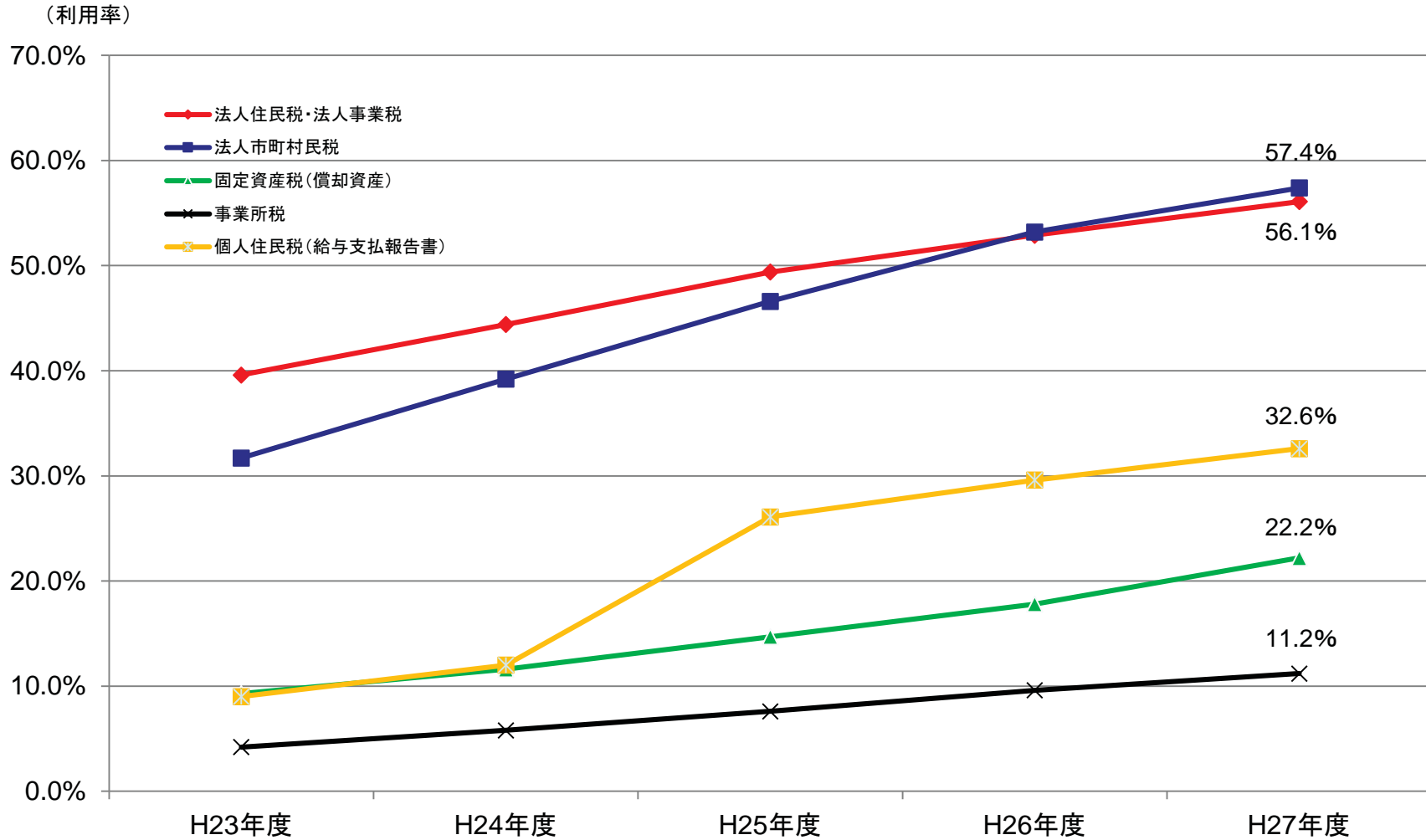
- GDP統計の精度向上、生産面を中心に見直したGDP統計への整備等、経済統計の改善
- 統計システムの再構築（利用者視点に立った信頼性向上等）
- 統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算等の検討、人材の育成・確保、業務の効率化等）

eLTAX(地方税ポータルシステム)の役割

○ eLTAXは、「地方税の電子化」の基盤として欠くことのできない存在となっている。



オンライン(eLTAX)利用率



[平成24年度改正]
・一定規模以上の事業者に対し
給与支払報告書のeLTAX又は
光ディスク等による提出義務化

[H27年4月]
・地方法人二税の電子申告
について、全地方団体が接続
[H27年12月]
・固定資産税(償却資産)の電
子申告について、全地方団体
が接続

ICT化の進展に対応した主な施策（地方税）

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	その他
H16	● 法人住民税、法人事業税、固定資産税(償却資産)の申告開始					<ul style="list-style-type: none"> ● 地方税関係書類のスキヤナ保存制度の創設（取引の相手方から受け取った書類の電子保存を可能とする）(H17) ● 自動車保有関係手続のワンストップサービスの運用開始 (H17) ● スキヤナ保存制度の対象拡大・要件の見直し（3万円以上の領収書等を対象に追加等）(H27)
H19	● 事業所税の申告開始 ● 法人設立届等の申告・届出開始	● 給与支払報告書・公的年金等支払報告書の申告開始				
H21			● 公的年金の特別徴収データの連携開始			
H22				● 所得税確定申告書の連携開始		
H25		● 一定規模以上の事業者に対し給与支払報告書・公的年金等支払報告書の電子的提出を義務化		● 法定調書の連携開始 ● 扶養是正情報の連携開始		
H28		● 源泉徴収票・給与支払報告書の電子的提出を一元化			● 特別徴収税額通知(特徴義務者用)の電子化	

【オンライン(eLTAX)利用率(主な税目)】

	平成23年度	平成27年度
○ 法人県民税・法人事業税	39.6%	56.1%
○ 法人市町村民税	31.7%	57.4%
○ 個人住民税(給与支払報告書)	9.0%	32.6%

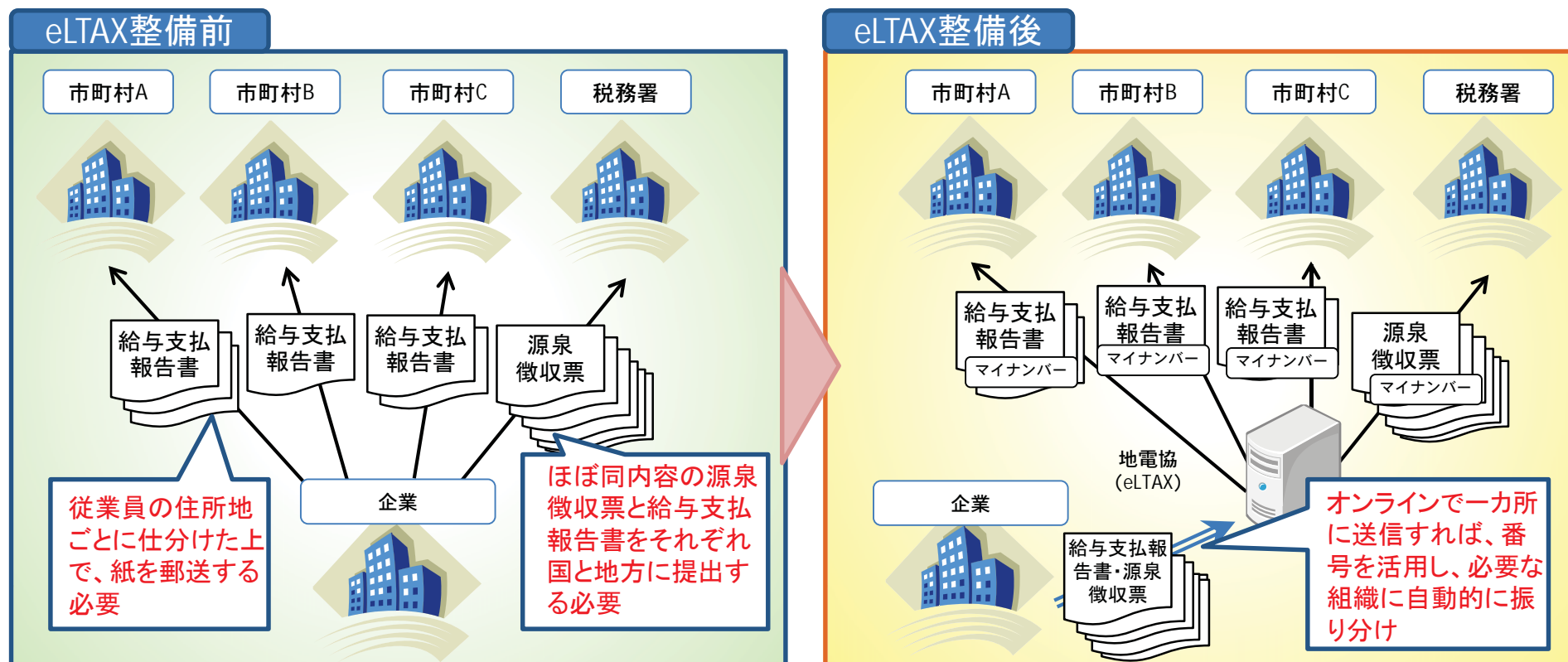
給与支払報告書・源泉徴収票の電子的提出先の一元化

- 企業は、従業員の給与に係る給与支払報告書を従業員住所地の市町村に、源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出している。
- 給与支払報告書と源泉徴収票の様式を統一し、地電協(eLTAX)に一元的に送信して必要な提出先に振り分けることにより、企業の事務負担を軽減する。

※eLTAX整備前は、紙により従業員住所地の市町村等ごとに仕分けた上で、郵送していた。

※平成26年1月から、一定規模以上の事業者に対し、給与支払報告書の電子的提出を義務化。

平成29年1月から、給与支払報告書と源泉徴収票の電子的提出先を一元化。また、マイナンバーを含む情報がeLTAX経由で送信される。



地方税における電子納税について

- 地方税の電子申告については、全ての地方団体が対応し、利用率も着実に向上している。
- 一方、地方税における電子納税については、導入に係る手間や費用面の問題から普及が進んでいない状況。

<地方税における各収納手段の導入状況>

	都道府県	市区町村
口座振替	47	1,729
コンビニ収納	47	1,004
クレジットカード納付	25	97
電子納税(ペイジー) (インターネットバンキング(又はATM))	19	50
eLTAXでの電子申告と連動した 電子納税	12	10

(備考)総務省調べ(平成27年7月1日現在)。一部の税目でのみ取り扱っているものも、「導入団体」として計上。

電子納税の推進(平成29年度与党税制改正大綱(抄))

〔平成28年12月8日
自由民主党・公明党〕

第一 平成29年度税制改正の基本的考え方

8 円滑・適正な納税のための環境整備

(略)

地方税における電子納税の推進のため、地方公共団体が共同で収納を行う方策について、地方公共団体の意向に十分配慮しつつ、検討を行う。

(略)